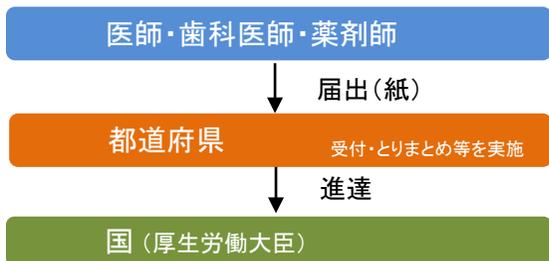


医師法、歯科医師法及び薬剤師法に基づく届出の オンライン化とそれに伴う都道府県経由事務の見直し

現行

医師法、歯科医師法及び薬剤師法

- 医師、歯科医師及び薬剤師は、2年ごとに、住所、氏名等を住所地の**都道府県を経由**して国に届け出なければならない。
- 届出は主に**紙**で、手交又は郵送により提出される。



支障

医師・歯科医師・薬剤師

届出票に手書きで記入し、郵送等で提出



都道府県

届出票の配布、受付、記載漏れの確認、とりまとめ等の**事務負担が発生**



見直し後

- 医療機関等に勤務する医師等の届出を**オンライン化**
 - オンラインの場合の**都道府県経由を不要**とし、医師等が直接、国に提出することとする。
- ※紙での届出の場合は、現行どおり都道府県を経由して行う。

<オンラインの場合>



※令和4年度から見直す方向で検討

効果

医師等／都道府県の双方において、届出に係る作業を効率化又は不要化

事務負担の軽減



【参考】全国の届出数(H30)

・医師 約33万人 ・歯科医師 約10万人 ・薬剤師 約31万人

現
行

マイナンバー法

地方公共団体が行う障害児入所給付費の支給事務等の処理において、療育手帳関係情報は、マイナンバー制度による情報連携の対象ではない。

※身体障害者手帳・精神保健福祉手帳情報についてはマイナンバー情報連携の対象。

支障

➤ 申請の際に療育手帳の提出が必要
(身体障害者手帳・精神保健福祉手帳の場合は不要)

→ 申請者や地方公共団体の**負担**に



見
直
し
後

➤ マイナンバー制度による情報連携の対象に療育手帳関係情報を追加



効果

➤ 療育手帳の提出が不要に

→ 申請者や地方公共団体の**負担軽減**



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律における 都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲

現
行

液石法(注1)

○液石法は、高圧ガス保安法から液化石油ガスの一般消費者等の保安に関する部分を抜き出した特別法だが、**液石法は都道府県、高圧ガス保安法は指定都市が許可等を行う。**



支障

○液化石油ガス事業者が、例えば、民生用(液石法)と工業用(高圧法)の両方の事業を実施する場合は、液石法及び高圧ガス保安法双方の手続きが必要であり、

- ①都道府県と指定都市間で当該申請等の受付状況について**情報共有を図る必要があるほか、事故対応の際に、都度調整を要するなど事務負担**となっている。
- ②両法の許可を受ける事業者は、**都道府県及び指定都市の双方に申請しなければならず、利便性を欠く。**

見
直
し
後

○液石法に基づく都道府県の事務・権限について、**指定都市に移譲**する。

法令	主な手続き	権限者
高圧ガス保安法	・製造の許可、貯蔵の許可 ・販売事業者の届出 ・事故届	指定都市の長 (又は都道府県知事)
液石法	・販売事業者の登録 ・保安機関の認定 ・貯蔵施設及び特定供給設備の設置許可等 ・充てん設備の許可、検査等 ・立入検査等	都道府県知事 ↓ 指定都市の長 (又は都道府県知事) (注2)

効果

- ①指定都市が一体的に所管することで、**行政事務の効率化及び液化石油ガスの保安に関する統一的な指導等**が可能となる。
- ②両法に基づく許可等の申請窓口が一本化されることにより、**事業者の利便性向上**が図られる。



(注1) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)

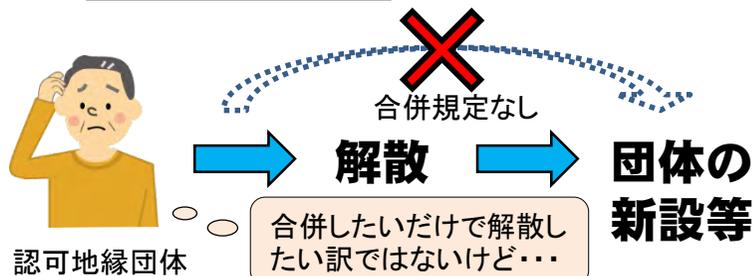
(注2) 二以上の都道府県の区域内に販売所を設置してその事業を行おうとする場合は経済産業大臣の登録等が必要。

認可地縁団体の合併に関する規定の新設等の見直し

現
行

地方自治法

- 認可地縁団体^(注1)に関する規定について、
 - ①**合併の規定が定められていない。**
 - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。**



支障

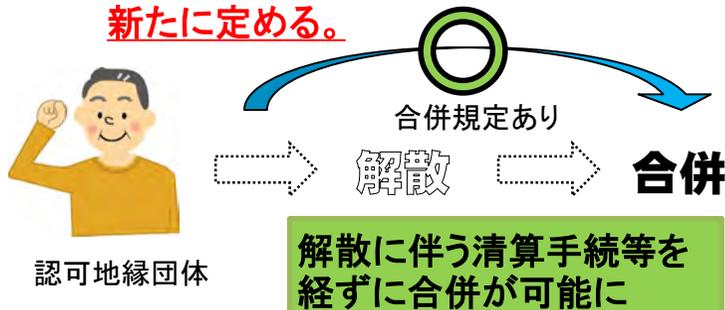
- 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。
- 総会の開催を省略できず、対面による決議を行わざるを得ない。



→ **認可地縁団体の活動の制約要因に**

見
直
し
後

- 認可地縁団体に関する規定において、
 - ①**合併の規定を新たに定める。**
 - ②**書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。**



効果

- 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減
- 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上



→ **認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与**

(注1) 認可地縁団体とは…自治会など(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)で市町村長による認可を受けた団体。

(注2) 上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を3回以上から1回とする見直しを行う。

保育所等の居室面積基準の特例に係る期限の延長

現
行

- 保育所等の居室面積基準は「従うべき基準」に基づき、条例により定めなければならない。
- 令和5年3月31日までの間、「従うべき基準」を「標準」として、**国の基準とは異なる基準を定められる**特例※が設けられている。

※前々年4月1日時点の待機児童数が100人以上等の条件を満たし、主務大臣に指定された地域が対象

※現在、本特例を活用しているのは大阪市のみ。
市において基準緩和の必要があるとされた保育所等について、従うべき基準「ほふく室3.3㎡以上、保育室1.98㎡以上」を、特例で、いずれも「1.65㎡以上」としている。

支障

特例が令和5年3月31日で廃止された場合

- ・現在入所している児童の退所
- ・新規の入所を制限



待機児童の急増が懸念

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令改正

見
直
し
後

特例期限を令和5年3月31日から
令和7年3月31日まで延長



効果

特例を活用しながら待機児童解消を目指す
地方公共団体において継続した取組が可能



待機児童解消の促進に寄与



農業委員会委員の過半数を認定農業者等が占めることとする要件に係る 例外措置の見直し

現
行

農業委員会等に関する法律

<原則>

- 農業委員は、効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手の意見が的確に反映されるよう、**認定農業者等が過半数を占めなければならない。**

<例外措置>

- 「認定農業者が少ない場合」**※1には、農業委員の過半数等を、認定農業者等のほか、認定農業者の親族等の**認定農業者に準ずる者が占めることとすることができる。**

※1 現行、**域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍に満たない場合が、「認定農業者が少ない場合」に該当。**

支障

- 「認定農業者が少ない場合」の要件を満たさない市町村においても、本業である農業経営が多忙であることなどにより認定農業者等に就任を断られることが多く、認定農業者等の任命に苦慮。**



農業委員会等に関する法律施行規則の改正

見
直
し
後

- 例外措置を適用することができる**「認定農業者が少ない場合」**の要件を**緩和**※2する。

※2 当該農業委員会の**委員の定数に対する域内の認定農業者数の基準を変更。**



効果

- 地域の実情に応じ、**地域の農業に知見を有する委員を幅広く選任しやすくなり、農地等の利用の最適化の推進及び市町村の事務負担の軽減に資する。**



児童扶養手当の受給資格要件の明確化

現
行

＜児童扶養手当の受給資格要件＞

父又は母が以下のいずれかに該当する児童を監護等する場合に支給

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父又は母が死亡した児童
- ・父又は母が一定の障害の状態にある児童
- ・父又は母の生死が明らかでない児童
- ・**父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童**
- ・父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ・婚姻によらないで懐胎したか明らかでない児童

支障

離婚調停中等、**実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童**を監護等する父又は母について、**現行の受給資格要件に該当するかの判断が困難**



児童扶養手当を支給することができない可能性がある。

児童扶養手当遺棄の認定基準について(厚生省児童家庭局企画課長通知)の改正

見
直
し
後

離婚調停中等の場合であっても、**父又は母による現実の扶養を期待することができないと考えられる児童**であると認められる場合には、父又は母が児童を遺棄していると認められるため、**児童扶養手当の支給対象児童となることを明確化**

※ 「1年以上」遺棄している場合に限る。



効果

実質的にひとり親と変わらない生計状態の家庭にある児童を監護等する父又は母について、**児童扶養手当の受給資格要件に該当することを適切に判断することが可能となる。**

児童扶養手当が必要な家庭にある児童の心身の健やかな成長に寄与

